# 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業

地域農業の拠点となる穀類乾燥調製施設等について、電気料金・燃油価格高騰の掛かり増し経費の一部を助成します。

# ○対象

- ・カントリーエレベーター
- ・ **ライスセンタ** ー (対象作物の作業受託を行っていること)
- ・大規模な乾燥調製を行っている組織・経営体 (以下「大規模経営体」という。対象作物の作付があること)
- ○対象作物
  - ※令和5年産
- ・水稲
- ・畑作物(小麦、大麦、大豆、そば)



- ○要件等
- ・対象作物の処理面積が合計20ha(中山間地域は16ha)以上 ※水田においては水張面積を用いる
- ・令和 5 年産の処理において電気料金・燃油価格高騰を加味 した作業料金の値上げを行っていないこと
- ○助成
- ・カントリーエレベーター 乾燥調製作業を行った玄米1俵当たり75円以内×処理量(俵数) 乾燥調製作業を行った畑作物1俵当たり115円以内×処理量(俵数)
- ・ライスセンター、大規模経営体 乾燥調製作業を行った玄米 1 俵当たり18円以内×処理量(俵数) (ただし、大規模経営体は水稲の自家消費分8俵を差し引いて助成) 乾燥調製作業を行った畑作物 1 俵当たり66円以内×処理量(俵数)
  - ※1俵当たり量目:水稲は60kg、小麦は60kg、大麦は50kg、大豆は60kg、そばは45kg

## 【申請書】

・(募集要領 別紙様式1)

物価高騰に伴う乾燥調製施設支援事業助成申請書

※様式は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議HPからダウンロードする。 https://fs-suishin.jp/index.html

# 【添付書類】

- (1) カントリーエレベーター、または、ライスセンターの場合
  - ア 作業受託の俵数を確認出来る書類(写し)

例:「作業受託の領収書や請求書」等の写し

イ 参考様式2-1等

作業受託分の俵数について、参考様式2-1等で書類と整合するよう集計 を行う。

ウ 換算シート

作業受託分は、面積要件を確認するため、換算シートで俵数から面積 を確認する(俵数は集計と整合すること)。

- エ 振込口座がわかる通帳等の写し(申請者と同じ名義)
- オ 申請事前チェックリスト 申請する前に、チェックリストで不備がないか確認を行う。
- (2) 大規模経営体の場合

ア〜オの他に、カ〜ケを追加する。

カ 作付の俵数を確認出来る書類(写し)

例:「出荷伝票」「農産物検査結果通知票」「納品書」「請求書」 等の写し

キ 参考様式2-2等

作付分の俵数について参考様式2-2等で書類と整合するよう集計を行う。

ク 参考様式2-3等

自家保有米の俵数は、参考様式2-3等で俵数を申告する。

ケ 作付面積を確認できる書類

水田:「経営所得安定対策等の営農計画書」の写し

水田以外の地目:作付実績書(参考様式1)等

#### 【提出先】

会津農林事務所農業振興普及部(〒965-0873 会津若松市追手町7-5)

#### 【提出期間】

令和5年11月1日(水)~ 令和6年1月12日(金)

※締切間際は窓口が混雑するため、早めの提出に御協力願います。

## 【留意事項】

▶ 申請書の内容確認のため、申請者に連絡をする場合があります。

相談窓口 会津農林事務所農業振興普及部農業振興課

電話:0242-29-5303 メール:shinkouhukyuu.af04@pref.fukushima.lg.jp